平成２９年（フ）第４１号
福岡県大牟田市大字歴木155番地
債務者　福本　友美
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第１５１７号
大阪市淀川区十三東５丁目２番15―405号
債務者　早矢仕大地
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６９７号
大阪市東淀川区井高野４丁目６番６―105号
債務者　山出　　歩
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８２１号
大阪府枚方市印田町７―26　ボヌールエテルネル206、住民票上の住所神奈川県厚木市上依知370番地１　グリーンヒル202
債務者　熊谷真由香
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９９号
愛知県豊橋市東新町98番地　ランドマーク102号、住民票上の住所愛知県豊橋市大手町108番地
債務者　吉田　良子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１０７号
愛知県豊川市伊奈町大門81番地　グリーンリーフ102号
債務者　大森　康雄
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２４３号
岡山県倉敷市菰池２丁目５番10号
債務者　千田　宏幸
1　決定年月日時　平成29年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月20日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６２号
栃木県栃木市大町38番23号
債務者　石関　明澄
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第５８３号
東京都羽村市小作台２丁目15番地３グリーンハイム吉永401
債務者　北久保裕一
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９９号
北海道旭川市東８条６丁目２番３号
債務者　星　ゆう子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月４日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２４号
北海道旭川市大町２条18丁目234番地の105
債務者　英　　直美
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２９号
北海道旭川市忠和４条５丁目４番24号　山田ハイツ　１号室
債務者　宮村　玲子
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３５号
北海道旭川市神楽岡15条４丁目４番６号　谷口マンション201号室
債務者　中川　成功
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月20日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５２号
北海道旭川市神楽４条11丁目１番４号　ＣＬＡＩＲＥ２　101号室
債務者　新藤　大希
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６９８号
大阪府高槻市古曽部町２丁目21番23号　ボヌール葵203号室
債務者　本川　　誠
1　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部